

# サポート通信

発行所

## 少年サポートセンター

長崎県警察本部生活安全部  
 人身安全・少年課少年対策室内  
 〒850-8548 長崎市尾上町3-3  
 代表(095)820-0110 内線3081  
 ヤングテレホン(少年相談専用電話)  
 0120-786714(なやむなひとよ)

## 少年に検索させない！

～「#闇バイト」「#裏バイト」は仕事ではなく犯罪です～

最近、少年が、TwitterやInstagramなどのSNSやインターネット掲示板などで「闇バイト」「裏バイト」を検索し、仕事の内容が分からないまま、高額報酬を示唆する投稿を信じて通常の求人を装った広告(犯罪実行者募集情報)に応募した結果、

詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など犯罪組織の手先

として利用され、犯罪者となって検挙される

という実態が大きな社会問題となっています。

## 少年をアルバイト感覚で

## 犯罪に加担させないために！

「短時間で高収入が得られる。」など甘い言葉の募集に一度手を出すと、個人情報などを奪われ、やめたいと思っても、「家に行く」、「学校にばらす」、「家族に危害を加える」などと脅され、逮捕されるまでやめられなくなります。

逮捕された後に待ち受けるのは、厳しい処罰や被害者への損害賠償です。

犯罪実行者募集情報に応募した少年が、

○ 闇バイト等の危険性を認識しないまま、  
**軽い気持ちで応募**すると、重大な犯罪に加担させられ、取り返しのつかない結果を招いて犯罪者となってしまうこと。

○ 自身の顔写真や住所等を募集先に送付することで、  
**犯罪に加担**せざるを得ない状況となり、そこから抜け出せないように犯罪組織の支配下に置かれてしまうこと。

○ 強盗等の実行犯やニセ電話詐欺の受け子等として都合よく利用された後、組織の  
**「捨て駒」**として切り捨てられること。

など、具体的な実態を少年に啓発し、少年が自分の身を自分で守るために、少しでも「おかしい」、「怪しい」と感じたアルバイトには絶対に応募しないよう、周囲の大人があらゆる機会を捉えて、少年の危機意識の醸成を図ることが大切です。

## 警察に相談を！

警察では、少年非行や犯罪被害などに関する相談を受けています。

- 最寄りの警察署
- #9110(警察相談専用電話)

なやむなひとよ

- 0120-786714(少年相談専用電話「ヤングテレホン」)へ相談してください。

